

Title	福澤諭吉と明治初期の學界：とくに明六社と東京學士會院を中心として
Sub Title	Fukuzawa and the learned circles of the early Meiji era : particularly concerning Meirokusha and Tokyo Gakushikaiin
Author	大久保, 利謙(Okubo, Toshiaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.18(116)- 62(160)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福澤諭吉と明治初期の學界

——とくに明六社と東京學士會院を中心として——

大 久 保 利 謙

一

福澤諭吉は、狹義のいわゆる學者の範疇に屬する人ではないであろう。併し明治初期の學界に於ける地位は、専門の學者に比べて、その果した役割はむしろ大きいのであつて、例えば西洋經濟學に於いては、その移植者として、わが國近代の經濟學成立史の上に開拓者としての地位を占めて^(一)いる。しかし彼の西洋經濟學の移植は、經濟學そのものゝ移植というよりも、むしろ近代資本主義文化の啓蒙の立場から行はれたと解すべきで、この場合學者としての福澤はむしろ側面的であつた。そこに啓蒙家としての彼の廣汎な視野が見られるのである。そこで彼の學界に於ける大きな貢獻も、單に特殊な専門學者としての立場からでなく、廣汎な啓蒙活動の一環として把えなければならぬのである。

學界人としての福澤は、明六社に参加し、またわが國最初のアカデミーであつた東京學士會院の創立會員に擧げられ、初代の會長に選ばれた。即ち彼は學者としても最高の指導者の一人であり、色々な意味で當時の學界の形成、學問の發

達に貢献したところは大きい。本稿は福澤の一面観として、明治初期の學界との交渉の一端について若干の考察を加えて見たいと思うのである。

京都に薩長派の新政府が成立し、ついで江戸を占領して東京と改め、遷都を斷行して東京を中心として新政を布いた。この頃文化政策として新政府がとつたものは、維新早々であつたのでまだ復古調が相當強く現われている。その第一着手として京都に皇學所、漢學所を設けて所謂皇道主義と呼ばれる復古主義の教學を起した。ついで新都東京に於ては舊幕の昌平齋、開成所醫學所をその職員ぐるみ接收して直ちに政府直轄として復興し、さらに翌二年には三校を綜合して大學校として再編成した。東京は京都と違つて復古主義というような傾向は無かつたので、政府の近代的文化政策は専ら東京を中心として展開されるのである。ところでこの近代文化建設の分野に於ては、薩長政府の手許には建設の原動力となるべき文化的蓄積が少なかつたので、獨力では如何とも爲し難く、結局殆んど舊幕府の遺産をそのまま繼承する方針をとらざるを得なかつた。

時代の轉換が文化の基調に革命的轉化を及ぼしたことは言うまでもない。この轉化は大學校の急激な變貌によつて窺うことが出来る。大學校（二年七月成立、十二月大學と改稱）は、最初本校と開成學校（後大學南校、南校）、醫學校（後大學東校、東校）を以て構成し、本校は國學（これは京都の皇學所の繼承）を中心として漢學（舊幕府の昌平齋の繼承）を併せ、開成醫學の二校は洋學であり、つまり國、漢、洋の三學綜合制であつた。これを國學（皇學）を中心として構成すると言うのが基本の構想であつた。然るにこの構想はその内部に醸された紛糾（國學、漢學の對立）によつて自壞し、結局大學は成立後僅か一ヶ年の命脈を以て閉鎖され、南東兩洋學校の方が發展してやがて東京大學となる。即ち國漢學は早くも淘

汰されて文化の先端から顛落して、洋學が時代の指導性を握つた。こゝに急激な文化革命の相が見られるのである。

かくて洋學の勝利となつたが、しかしこれは僅かに時代の先端的現象に過ぎない。一般の文化水準は急激に變るものでなく、依然として漢學が支配的であつた。青年はいづれもまだまだ漢學書生であり、中老層は漢文漢詩の世界の住人で、儒者は大抵私塾を開いて子弟を教育していた。當時漢學の地位は復古思想の壓迫を受け、さらに明治三年大學の閉鎖以後は、國學と共に官府の學校から閉め出され、また翌四年には廢藩によつて多くの藩校が廢されたので、漢學を學ぶ途は儒者の私塾に入るより外なくなつた。當時は洋學を學ぶ者も基礎的教養として一應漢學の素養を必要とするのが一般の通念であつたので、儒者の私塾へ入る者頗る多く、一時漢學塾の全盛時代を現出した。^(二)つまり官の支持を失つた漢學は、下野して民間に勢力を張つたのである。老儒安井息軒の三計塾をはじめ、芳野金陵の逢源堂、海保漁村の傳經塾、鹽谷簀山、青山の晚香塾、島田篁村の雙桂精舍、岡鹿門の綏猷堂等は東京に於ける代表的な私塾であつた。これに對して洋學の方も、政府の洋學校の外に、民間に私塾形式のものがあつた。福澤の慶應義塾をはじめ、尺振八の共立學舎、箕作秋坪の三又學舎、村上英俊の達理堂、西周の育英舍等、その數は漢學の比ではなかつたが、洋學塾は洋學教育の機關として重要な役割を果していた。かくて明治初年の學界（或は教育界）は、官立の學校と民間に門戸を張る漢學者、洋學者の塾教育の活動と、この二つの線によつて成立していたと言えよう。この學界教育界に於ける官と民、及び洋學對漢學（和學）との勢力關係は、時代の推移によつて次第に變動したことは勿論であり、そこに當時の學界展開の相が見られるのである。

福澤は安政五年江戸に出で、江戸の蘭學社會と交り、洋學の研鑽の傍ら、鐵砲洲の奥平中屋敷に洋學の私塾を開いた。これが慶應義塾の起原である。福澤ははじめ専ら蘭學を學んだが、安政六年翻然と英學に轉じたことは名高いが、その私塾に於て實際に英語を課したのは文久二三年頃であつたと言(三)う。塾は維新騒亂の際も遂に一日も講學を廢せず、慶應四年四月芝新錢座に移り、さらに明治四年には三田に移り、愈々その規模を擴張して、舊來の私塾形式から「學校の規律を彼（西洋）に取り、生徒を教導するを先務とす。仍て吾黨の士相與に謀て私に彼の共立學校の制に倣ひ」（「慶應義塾之記」）と言う近代學校の型態へとすゝんだ。これから慶應義塾は時運に恵まれて順調に發展して學界、教育界に於て重要な存在となつたのである。

前述の如く明治二三年には大學の内部に新舊學問の淘汰作用が行われ、政府は洋學の振興に主力をそゝいで近代文化の建設をはかつた。明治四年七月には廢藩置縣が斷行されて集權的な中央政府が成立した。これは内政上劃期的な出來事であつた。この廢藩を契機として政府機構が大幅に改められて、閉鎖中の大學を廢し、文部省が新設されて教育行政の機關が確立した。同時に南東兩校を文部省直轄の洋學校（當時として最高）として新しく發足せしめ、ついで翌五年には「學制」を頒布したが、この元年、二年、三年、四年、五年と目まぐるしく展開する學校制度の變遷は、當時の急テムポな文化の發展相を如實に示す示標となるものである。當時の南東兩校はまだ草創時代で、學科も初歩的で、まづ今日の中學校程度であつた。併し教育と平行して翻譯書の出版などの文化的啓蒙事業も行つてゐるから、この洋學校の文

化史的地位は高く評價しなければならぬのである。

三

激動する時代の急流の中にあつては、學問的な仕事はまだ程遠い。従つて東京に於ける新しい學問的な動きというよ
うなものはまだ具體的な現われを見せていない。併し洋學は新時代の建設を自ら負擔する強い意氣込を持つていた。慶
應義塾は「英學の一手販賣所」となり、その塾生も洋學に専心して、漢書杯を讀む者は「怪しからん奴だ」と言う意氣
込で、殆どこれを讀むものもなかつたといふ。^(四)

廢藩によつて封建的分權の垣が除かれ、新政府の體制も一應整つたので、愈々近代社會前進のために封建的諸制度を
次々と撤廢して新しい施設を立てゝいつた。即ち地租改正、徴兵令、學制、改曆、新經濟制度の移植等々。この社會的
改革の氣運は文化的方面にも反映して文明開化の世界が華々しく操りひろげられたのである。

この新しい文化の建設は東京を中心として推進されたが、これを推進せしめる人的資源は、前述したように殆んど
舊幕府の遺産を繼承した。彼等の大部分は幕府の崩壊とゞもに新政府の手によつて吸収されてその智腦となつた。福澤
の如くこれに應じなかつた者もあつたが、彼等も民間に在つて新文化の建設に力を盡したのであつた。慶應義塾は明治
四年三田に移つたが、この頃すでに塾生は三百餘名に達し、當時の私塾のうちでは壓倒的な數字を示している。福澤は
また塾の經營の外に、盛んに著譯を公にしたので、福澤の名聲、慶應義塾の評判は全國にとどろいて、「福澤先生の慶
應義塾は、當時の教育の中心點で、多數の俊才が其門から出た。當時文部省の主腦者たる田中不二麿氏の如き、或は九

鬼隆一男の如き、常に福澤先生にいろく相談して文部行政に當つて居た。三田に關係のない人々から見ると、餘り快よくは思われぬと見えて、石黒子（忠憲）の如きは或る機會に於て『三田の文部省』といふ言葉を用ゐて度々憤慨されたのを耳にして居る」（須田辰次郎「明治初年の私立學校」——國民教育獎勵會編纂「教育五十年史」二七一—二八頁）といわれる程であつた。

明治初期に於ける新しい文化を代表するものは言うまでもなく洋學（西洋文化）であり、この西洋文化の移植を擔當するものはいわゆる洋學者であつた。この洋學の研究機關としてはやく幕末開港直後、幕府によつて蕃書調所（後ち洋書調所、開成所）と西洋醫學所（後ち醫學所）が設立され、全國各藩、各地からめぼしい洋學者が集中されていた。これが明治となると殆んどそのまま、新政府の許に引繼がれたのである。併し徳川家の移封によつて一部の重要な洋學者は静岡と沼津に赴いた。^(五)しかし廢藩となり、且つ東京政府の威力が確立して、東京が新文化の中心となるに及んで、一旦地方に離れ去つた者も再び文化の中心地に歸る傾向となり、政府も極力彼等を中央に集中する方策をとつたので明治四、五、六年頃には殆どその大部分は再び東京に集つた。例えば沼津に居た西周は明治三年山縣有朋に呼ばれて兵部省出仕となり、津田眞道は刑法官權判事となり、一時静岡藩小參事となつていたが明治三年には西と共に中央に呼ばれた。その他沼津兵學校の教官となつて居た塚本明毅、大築尙志、赤松則良、田邊太一、乙骨太郎乙、杉亨二等も畧々同じ時代に、何れも東京政府に出仕して、兵部省、文部省、大藏省等の役人に轉身している。當時東京政府の各官廳に於いて、最も要求されていたのは西洋の文物に通じ、外國語に長じ、また新しい特殊技能を持つ者であつたが、かゝる特殊の技能者は結局洋學者に求める外はなく、それがまた薩長政府側では最も缺乏するところであつたから、自から舊幕府側の

洋學者が極力徵發されたのであつた。^(六)

四

福澤は前述の如く中津藩邸から呼ばれて安政五年江戸に出た。これが彼の江戸の地を踏んだ最初である。彼の洋學修業は長崎にはじまり、大阪の緒方塾で基礎が出来た。江戸は當時すでに洋學の中心地で名だたる洋學者が雲集していた。福澤はすでに緒方塾で洋學には相當自信を作つていたが、さて江戸の地を踏むと心中江戸の洋學者の學力がどの程度かということが氣になつたと見えて、竊に一二彼等の力量を試み「先づ是れなならば江戸の學者も左まで恐れることはな
いと思ふたことがある」と「福翁自傳」に書いているのは面白い。彼はそれから蘭學を英學に轉じ、英語の勉強のため一時蕃書調所に入門したこともある。それから萬延元年、幕府の遣米使節の一行に加つて親しく西洋文化に接し、歸朝後は幕府の外國方の翻譯方となり、外國との往復文書の翻譯に従事することになつた。これは幕臣木村芥舟の推薦によるものであるという。これから幕府との關係が結ばれた。幕府に於ては外國方に籍を置いて、蕃所調所の方には直接關係はしなかつたが、調所の人々とは同じく洋學の仲間として、また同じく外交事務に携わる者として互に交りがあつた。「福翁自傳」には加藤弘之、津田眞道、神田孝平、松木弘安(寺島宗則)、箕作秋坪、尺振八、島村鼎甫、原田敬策などの名が散見して彼等との交りの一端が知られる。明治元年、愈新政府が出来ると、江戸の洋學者のうちからまず第一に福澤と神田孝平、柳河春三の三名が呼ばれた。神田は直に應じ、柳河は一旦斷り後應じた。福澤のみは病と稱して應じなかつたのである。福澤はその後細川潤次郎を通じて大學の方からも招かれたがこれも斷つてゐる。斷つた理由に就

ては「福翁自傳」にも詳しく書いてある通り、彼の主義主張の爲めであつたが、尙現實問題として民間に在つて慶應義塾の育成を自己の重大な天職と心得ていたことが大きかつたと考えられる。かくて彼は著譯に従事する外は塾の經營に専心して、明治四年三田移轉の頃には新文明の指導者として何時しか押しも押されぬ存在となつていた。

當時の福澤は、官仕は勿論、その他、外部との交渉を求めず専ら義塾一黨の充實に力を注いでいた。その他の洋學者は或は官途に忙しく、また地方に分散して東京に居なかつから同志として結集する機會に恵まれなかつた。しかるに廢藩後、東京の秩序も次第に治まり、文明開化の風潮が高まるとともに、東京に集まつた彼等洋學者の間には新しい氣運が生れなければならなかつた。彼等は何れも公人として各自洋學の知識を活用していたが、彼等はまた當時の最高の知識人として、さらに進歩的思想家として、公人とは別なより廣い、自由な文化運動に進出する機會を期待したことは想像に難くない。かかるところに現われたのが、森有禮の發議と、西村茂樹の周旋とによつて生れた明六社であつた。

明六社の起原に就ては、すでに社の記録も散逸しているので西村茂樹の「往事録」に記されたところに據る外はないであらう。その部分を紹介すると、

明治六年の春、

（「泊翁西村茂樹傳」下卷の年譜によると「八月十日外務大丞森有禮、横山孫一郎を介して面會を求む云々」とある。何に據つたものか。西村の「往事録」その他「記憶録」、日記等には確證がないから暫く疑問とする。）

「薩人森有禮氏（米國辨理公使）米國より歸り、横山孫一郎を介して余に面會を求む。時に森氏は木挽町六丁目高島徳右衛門の家に寓せり。森氏曰ふ、米國にては學者は各共學ぶ所に從ひ、學社を起して以て互に學術を研究し、且講談を爲して世人を益す。本邦の學者は何れも孤立して互に相往來せず、故に世の益をなすこと甚少し。余は本邦の學者も彼國の學者の如く互に學社を結び、集會講究せんことを望む。且本邦近年國民の道德衰頹して其底止する所を知らず。

是を救濟するは老學士を措きて他にあるべからず。故に今一社を結び、一時は學問の高進を謀り、一は道德の模範を立んと欲すと。余其事の可なるを賛す。因て兩人相議して都下の名家に謀らんことを約す。即ち福澤諭吉氏、中村正直氏、加藤弘之氏、津田真道氏、西周氏、箕作秋坪氏に謀る。諸氏皆同意を表す。依て初めて相會して談話討論し、又政事學術等の談話を公衆に聽かしめんとし、一月に一回演說會を精養軒(洋食店)の樓上に開く、是本邦演說會の始めなり。此會を名けて明六社といふ。明治六年に創設したるを以てなり。此頃まで本邦の學者は、其知識皆和漢の二學に限りて西洋の事を知るものなし。明六社の説く所は、多く西洋の新説なるを以て、官吏學者來聽する者甚多し。尋いて雜誌を發行し、是を明六雜誌といふ。是本邦雜誌の始なり。」(西村茂樹「往事録」一六四—一六五頁)

これは西村晩年の回想である。このほか發議者森の當時の演說のうち「明治六年七月余亞米利加ヨリ歸テ立社會同ノ事ヲ謀ル、諸君皆嘉シテ速ニ之ニ應ジ、會談三四回ヲ經テ社則設立ノ議興レリ、而テ其議遷延七年二月ニ及ビ始テ一定ス」(森有禮「明六社第一回役員改選ニ付演說」——明治八年二月刊「明六雜誌」第三十號所載)とあるのと對照すると畧々創立當時の事情が分るであろう。尙右の森の演說によると西村が列舉した外に、杉亨二、箕作麟祥の二名を加えて總數十名が「立社ノ本員」であつた。その顔ぶれを見ると森と西村の二名を除けば、何れも幕臣系であり、福澤と中村の二名を除くと悉く舊幕府開成所關係の洋學者である。即ち當時の「都下の名家」、「老學士」と言われる人々が、舊幕府系に多かつたことが知られるのである。

森は長く海外に駐在して東京の學界の情勢には通じていなかつたが、洋學者の集團を作ろうとする狙いは、當時の學界の氣運の急所に當つていた。西村は藩事や國事に奔走を好む有志家肌の思想家で、維新後も一時佐倉藩の大參事とな

り、また明治六年には立法院（上院）の開設を華族社會に説き廻つてゐる。この時まづ意見を問うたのは福澤と中村正直であつた。中村は賛成したが、福澤の方は、「今日の時勢を論ずるは子の説を以て當れりとすべし、然れども子の案に従へば華子族の勢力を増すに至るべし。華族は本より敗殘の餘にして執袴子弟なり、是等の輩の勢力を増すは恐らく國家の福に非ざるなり」（西村茂樹「往年録」一五八頁）と言つて賛意を表しなかつた。^(七)當時西村が何故まづ福澤、中村の意見を問うたかというところ「二家私塾を開き専門人何れも數百名に及び、俱に民間の有力者なり」といふので、當時の識者の目に映じた福澤の地位が窺われる。西村は明六社の創説に當つてはこの福澤、中村の二人の外に加藤、津田、西、箕作等の洋學者に謀つた。明六社はかゝる當時の學界、思想界の情勢を背景として生れたのである。

森、西村の提案は時期に適してゐたので事は急速に運び、三四回の準備會合を経て社則（明六社制規）の制定となり、また社長を選ぶ議が起つて福澤が第一にその候補者に指名された。森と西村がその就任を請うたが固辭して受けなかつたので、發議者の森がその任に就いた。

福澤は明六社の趣旨に賛成して加入したが、社長を固辭した位であつたから、自らこの集團の積極的な指導者となることは好まなかつたようである。もとよりその會合には快よく出席して、その頃門下と熱心に研究しつゝあつた演説法を明六社の會合に紹介し、^(八)卒先して自らその實驗を行つて見せた。

明六社は毎月例會を開いて講演會を催した外、「明六雜誌」を發刊したことは著名である。この雜誌に福澤は三編を投稿している。「征臺和議ノ演説」（第二十一號）これは例會で演説の實驗として行つたもので「明治七年十一月十六日」と註記がある。次が「内地旅行西先生ノ説ヲ駁ス」（第二十六號）、これは西の「内地旅行」（第二十三號）の駁論。第三は

「男女同數論」(第三十一號)。以上で他の社員に比べると寄稿の數は少ない。

明六社の社員は殆んど洋學者であり、その身分は官僚乃至準官僚であつて、何れも政府と直接關係につながりを持っていたから、明六社自體は民間の集團でありながらその實質は著しく興黨的の存在であつた。従つて社員思想傾向、その行動も興黨的的色彩が強かつた。加藤弘之の如きはその代表者であり、民選議院設立論が出ると直ちに「日新眞事誌」で尙早論をふりかざして政府の立場を擁護する態度をとつた。その他森有禮、西周、坂谷素、神田孝平等も「明六雜誌」の上で反民選議院論を主張している。これも興黨的である。明六社が創立の翌々八年「讒謗律」の公布によつて早くも解散を決意せざるを得なかつたのは、政府との興黨的な關係にあつたからで、そこには明六社の立場の限界があつた。しかもその興黨明六社の果した役割の大きかつたところに當時の新しい文化の基本的な性格が見られるのである。

しかし明六社の興黨的立場が明らかとなると、福澤としては一度は自己の立場を明かにする必要があつた。これが「私立に左袒」(學者職分論)として立論した「學者職分論」であつて、明治七年一月發刊の「學問のすゝめ」第四編として公にされた。^(九)その主張の眼目は、何事も「政府の範圍に入り、官に在て事を爲」(同上)しつゝある學界の大勢に對する鋭い抗議であつたので、興黨的な洋學者には大きな脅威と感ぜられ「明六雜誌」第二號には加藤弘之、森有禮、津田眞道、西周の駁論の掲載となつた。^(十)

五

福澤はまづ言う。「方今我國の形勢を察し、其外國に及ばざるものを舉れば、曰學術、曰商業、曰法律是なり」(學者

職分論)。さらに政府が學術振興のために學校を起し、洋學者を集める努力を惜まないにもかゝらず、「今我國に於て一も其體を成したるものな」(同上)いのは如何なる理由によるのであろうか。これに對して福澤は、指導者たる洋學者が殆んど官途に就いて「生來の教育に先入して只管政府に服を着し、政府に非ざれば決して事を爲す可らざるものと思」(同上)う氣風に制せられているからであると答える。そこで眞に世の文明を進めるためにはこの學者、或は學界の氣風の一掃が先決の問題となつて、彼の私學論が出てくるのである。これが「學者職分論」を提出した所以であつた。

由來福澤の思想には前後を一貫して、「洋學」こそ日本の文明の進歩を導く指導者であるという固い信念があつた。「文明論之概畧」に「西洋の文明を目的とする事」と理論づけているが、その基底には洋學に對する固い信念と言うべきものがあつた。彼の洋學先進者に對する厚い思慕、即ち「蘭學事始再版の序」、「杉田成卿先生の祭典に付」、「故大槻盤水先生五十回追遠の文」等に現われたる如き、また洋學に對する信仰、即ち「洋學の命服」、「余が洋學に志したる由縁」、さらに晩年の「福翁自傳」等に現われたる如きはよくこれを物語つている。彼が若い頃生命を打ち込んだ洋學の恩徳が脈々として彼の思想的生涯を貫いているのである。彼が一切の官仕を謝して慶應義塾の育成に専心したのは單に好んで明治政府に對して反對の立場を選んだのではなく、政府の事業に委しては不可能と見究めた洋學の振興を自己の天職として貫徹したいと固く決心したからであつた。

この洋學に對する信念の究極の目的は、日本の民族としてまた國としての獨立であつた。これは彼が早く歐米の地を踏み、また幕末の國際的危機を身を以て體驗したからである。この國の獨立は、對外的には、先進列強の武力的壓迫、さらにその文化的の壓迫からの日本の獨立であり、對内的には國民を專制政治から獨立せしめて自主的な氣風を養ふこ

と、即ち卑屈な氣風の一掃、それと國民の經濟生活を向上せしめることであつた。この對外的と對外的の獨立を完うしてこそはじめて日本は眞に獨立の文明國たり得ると考えた。これが彼の強調した獨立論である。かように洋學論と獨立論とは表裏の關係にあり、そこにまた彼の國權論と民權論との内からの有機的な結びつきが見出される。「學者職分論」に於ける私立の主張も、かゝる國民の文化的獨立の不可缺の方策として立論されたものである。

唯こゝで注意すべきことは、福澤のいう「官」と「民」の概念の問題である。福澤は自由主義者としてイギリス系の古典的なものを身につけていた。従つて彼の政府論は、ベントム、ミルの流を汲む自由放任論である。「政府の義務は、唯其事を妨げずして適宜に行はれしめ、人心の向ふ所を察してこれを保護するのみ。故に文明の事を行ふ者は私立の人民にして、其文明を護する者は政府なり」(「學問のすゝめ」第五編)。「固より政の字の義に限りたる事を爲すは政府の任なれども、人間の事務には政府の關る可からざるもの亦多し。故に一國の全體を整理するには、人民と政府と兩立して始て其成功を得可きものなれば、我輩は國民たるの分限を盡し、政府は政府たるの分限を盡し、互に相扶け以て全國の獨立を維持せざる可らず」(「學者職分論」)。そこでかゝる政府論の下に「内に政府の力あり、外に人民の力あり、内外相應して其力を平均せざる可らず」(同上)という官と民との均衝論が出てくるのである。彼が一貫して唱えた官民調和論の基本理論もかゝる意味の官民調和論に外ならない。そこで彼の私立論もかゝる限界に立つ限りの「私立」の主張であつたことが注意されなければならない。

明治十五、六年頃唱えた學問獨立論も「學者職分論」とはその歴史的條件を異にしているが、やはり一貫した同じ地盤に立つもので、彼の政府論から演繹されたものである。彼が極力抗議を張つたのは政府本來の職分を逸脱した専制政

府、即ち「政府は依然たる専制の政府、人民は依然たる無氣力の愚民のみ」(同上)という「政府」に對してとあつた。彼の愚民觀も同様に國民として職分を解せず、また實行しない國民を指している。學問も政治もその目的は共に一國の幸福を増進せんとするものに外ならないが、その職分は全く異なり、學問は政府(政治)の直接干與すべきものでなく、従つて「政事を以て學問の方向を妨げず、政權と學權と兩立して兩ながら其處を得しめば」(學問と政治と分離す可し)という議論に歸着する。彼の學問獨立論と、大正昭和のそれとの時代的な差もこの點から理解されるであらう。

さて斯く獨立せしめた「學權」行使の擔當者たるべきものは誰であるかというところ、それは「官」でなく「民」でなければならぬ。そこで文部省直轄の學校を本省より分離せしめ、一旦帝室の御有と爲し、さらにこれを民間の有識者に附與して私立の體と爲すべしと主張した。これは明治十五、六年の情勢、とくに明治十四年の政變の體験を経た後の福澤の専制政府觀から割り出された議論であつて、學問や教育が益々政權に密着して、その獨立と權威を喪失しつつあつた現状に對する救濟策として主張されたものである。

かゝる見解に立つ福澤にとつて、最もあきたらなかつたのは明六社時代の一流の洋學者の態度であつた。「方今我國の文明を進むる」任務に當るべき洋學者が「皆官あるを知て私あるを知らず、政府の上に立つの術を知て、政府の下に居るの道を知らざるの一事なり。畢竟漢學者流の惡習を免れざるものにて、……方今洋學者流は概皆官途に就き、私に事を爲す者は僅に指を屈すに足らず……蓋し意の惡しきに非ず、唯世間の氣風に酔て自ら知らざるなり」(學者職分論)。これは彼の洋學に對する信念から到底容認し得なかつたことは當然で、とくに「天下の人に私立の方向を知らしめん」(同上)ために「私立に左袒」したこの「學者職分論」を公にしたのであつた。

次にもう一つ、この論文を、とくにこの時代に発表した理由は、慶應義塾の經營者としての立場を、この際鮮明にして置く必要にかられたからであつた。これは表面には言つていないが、福澤に於いて重要な論點であつたと思う。

廢藩後の情勢に於いて注目されるのは著しい政府の專制化である。民權論の擡頭は益々これを煽つて、その餘波は文化方面に波及して、教育や學問に對する統制が強化されて、教育の如きは、そのために官學至上主義に統制される傾向が強くなつていた。この傾向によつて私學の立場は官の統制の下に壓迫されて、その獨立が侵害される憂が目前に迫つていたので、慶應義塾の立場を明かにするために、またひろく私學を擁護するために「今我より私立の實例を示し、人間の事業は獨り政府の任にあらず、學者は學者にて私に事を行う可し」(同上)という主張を明かにしたのであつた。

明六社に於ける福澤の立場は、その主義主張から、自づと外樣的とならざるを得なかつた。明治八年六月「讒謗律」と「新聞條例」が發布されると、苦境に陥つたのは明六社であつた。窮餘の策として九月一日の例會に箕作秋坪社長(森社長の後任)は「明六雜誌」の廢刊を提議した。これがその會合の議題となつて存否の兩説に分れた際、福澤は廢刊論に一票を投じ、且つ「明六雜誌」の出版を止むるの議案^(十一)を讀揚げた。これは彼の明六社に對する訣別の辭であつたのみならず、當時の學界に對する鋭い批判であつた。(これは彼の「學者職分論」と共通する)。彼の見るところでは、右の兩法令による政府の言論彈壓は學者の自由發論と兩立す可からざるものである。そこで明六社の立場はぎりぎりの限界に追い込まれた。そこで明六社としてとるべき態度は、「第一社員本來の思想を俄に改革し、節を屈して律令に適し、政府の思ふ所を迎えて雑誌を出版するか、第二律令を犯し條例に觸れ、自由自在に筆を揮て政府の罪人と爲る歟、唯此二

箇條あるのみ」(明六雜誌の出版を止るの議案)。しかし明六社の現況ではこの兩様とも行われ難いから、唯雜誌を廢刊するの一策あるのみ。この時明六社員のうちには右の兩法令は過激な民權言論の取締を目的としたもので「明六雜誌」には豪も關係がないと、その廢刊に反對する者もあつたらしいが、福澤は政府の學問、學者に對する政策が本質的に學者の自由發論と兩立しないという根本論に立つて反對した。「畢竟律令の粗にして其仕組の惡しきに非ず、律令の性質に於て避く可らざるの病なり。」(同上)。これは「政府の中の日本」という現情から起つた結果であつて、事ここに至つては、福澤は明六社の解散か、彼自身の脱退より外に途がないことゝなつた。ところが右の例會に於ける出席者十三名のうち廢刊論に賛成する者は九名という多數で、結局その後は隋力的に二回ほど雜誌が出たのみで、明六社自體も自然的に解消したので、福澤も強て脱會ということはしなかつた。

六

明六社の解散後、自由民權運動は全國的に展開すると共に、西南諸藩には不平士族の反政府的暴發が相つぎ、明治十年の西南戦争に至つて頂點に達したが、その鎮壓によつて時代は一變した。この明治十年には東京大學が成立して、日本にはじめて近代的ユニバシチーが出来た。そしてその翌々十二年一月には東京學士會院が官設のアカデミーとして文部省によつて設立され、福澤はその創立委員格の一人として最初の會員に指名された。かくて彼は學界の長老の列に加えられたのである。

東京學士會院は明治三十九年帝國學士院となり、さらに今日は日本學士院と改まつて、すでに創立以來八十年に近い

歴史を持つてゐる。今こゝには創設の由來を詳説する暇はないが、福澤と學士會院との關係を説明するために、いさゝか餘談に涉るけれども、その由來の一端に觸れて置きたい。

西洋のアカミデーに關する知識は、西洋知識の一部として蘭學時代に萌しているが、^(十二)稍組織的な調査の對象となつたのは、明治四、五年の岩倉全權大使一行に隨行した文部大丞田中不二麿の歐米教育制度調査の際で、その結果は田中の報告書「理事功程」の中に見える。^(十三)當時の文部省は頗る急進的で、西洋の教育、學術研究制度の移植には非常に積極的であつたから、ユニバシチーと共にアカデミー制度の移植にも着目していた。このアカデミー設立の計劃が具體的に何時頃から始まつたかといふことはすでに資料も失われたので明かにし難いが、大體明治七八年の頃と推定される。

「文部省第三年報」(明治八年)に掲げた「學士會院成立ヲ要ス」が設立の建議として最も早いから左に掲げよう。これによつて文部省の學士會院、即ちアカデミー設立の意向も畧々知ることが出来るのである。

學士會院ノ成立ヲ要ス

教育ノ事業ハ元來無形ニシテ、尋常有形事業ニ視レバ迥ニ其品質ヲ異ニセリ。有形事業ノ利害得失ハ之ヲ辨知スル甚易々タリ。唯其然リ、故ニ其一害一失ノ在ル所ニ就テ其改良ヲ謀ルモ亦難カラズ。彼ノ機器ヲ以テ物件を造成スルガ如キ、縱令其工ノ緻密ニシテ秒忽ニ入ルモ、既ニ有形ニ涉ルヲ以テ、之ヲ實際ニ施スノ時其用ニ適スルト適セザルトハ、立地ニ試験シ得ベク、果シテ其用ニ適セザルモノアルモ、隨テ釐正ヲ加フレバ、未ダ曾テ大ナル損敗ヲ見ルニ至ラズ。其レ教育ノ事業タル、至幽至微、耳目ヲ以テ聽視ス可ラズ。是ヲ以テ其方法善美ナラザルモ、現下其害ト失トノ在ル所ヲ看破スル能ハズ、必歲月ノ久キヲ經テ、始メテ其結果ニ逢着シ、當初ノ施設ニ誤謬アリシヲ悟ラン。此時

ヤ其方法人心ニ浸染スルコト既ニ深く、殆第二ノ性ヲ成スニ及ビタレバ、遽ニ其非ヲ察シ、之ガ回復ヲ謀ラント欲スルモ、一朝一夕ノ能クスベキニ非ズ、豈詳慮セザル可シヤ。是畢意其ノ方法ヲ議スルノ際、衆知ヲ盡スノ充分ナラズ、區畫猶遺漏アルヲ免レザルニ職由スルモノナレバ、當初ニ於テ最慎重ヲ加へ、反覆論討、誤謬ナカラシムルヲ冀フベク、是則博ク望ヲ世ノ學士ニ繋ゲザルヲ得ザル所以ナリ。抑政府ニ文部アリテ、學政綜理ノ權ヲ有スト雖、一般ノ開明ニ關涉スル教育ノ事業ヲ、舉テ到底數箇吏人ノ專斷ニ任ズルハ、其當ヲ得タルモノト云フ可ラズ。宜シク衆智ヲ盡シ、其公論ノ歸スル所ニ據テ、以テ方向ヲ定メザル可ラズ。顧フニ世ノ學士亦ニ夙ニ教育ノ事業ヲ以テ自負任シ、其所見ヲ陳說スル者尠シトセズ。然リ而シテ公論尙歸スル所ナク、方向未ダ定マルニ至ラザルモノハ、學士集合ノ制ナキニ因ルニ非ザルヲ得シヤ。故ニ省議以謂ク、今日ノ緊務ハ學士會院ノ成立ヲ要シ、賴テ以テ教育ノ方法ヲシテ好結果ニ逢着センメンヲ期スルニ在リト。其規模條則ノ如キハ、將ニ他日ヲ俟テ講述スル所アラントス。

右の建議は次に掲げる「呈翰林院規則考案」によると文部省督學野村素介の書いたものとも考えられる。設立の目的を「教育ノ事業」に置いたことは、^(十四)すでに明六社と同様であるが、これは文部省の立場からであつたとしても、當時に於て教育が廣汎な文化的啓蒙として考えられていたことによるものと解すべきであらう。また「衆智ヲ盡シ云々」とは、これも當時澎湃として起りつゝあつた議會思想の反映であつたことは指摘するまでもなからう。

この學士會院設立の計畫をするために、文部省では歐米各國のアカデミー制度の調査を行つてゐる。その報告書は幸い明治十三年五月、東京學士會院から「各國學士院紀畧」という題で刊行してゐるのでその大要を知ることが出来る。^(十五)「翰林院設立參考書」と「各國アカデミー略記」の二篇を收め、そのうちには加藤弘之譯ブルンチュリーの「國法汎論」

の一節(集賢院の論)^(五)や文部省學監ダビット・マレー David Murrey の日本文學館(アカデミー設立建議)が收めである。ブルンチュリーの意見は文部省の學士會院案に相當影響を及ぼしているし、マレーは田中文字部大輔を扶けて、學士會院の設立には重要な助言を與えていた。斯くて計畫は着々としてすみ、明治十一年の末には愈々具體化する迄に至つた。この頃設立計畫の中心は大輔の田中不二麿であり、その下で調査立案に當つていたのは大督學野村素介であつた。この野村が田中の命によつて立案した「翰林院規則」^(七)は明治十一年十一月提出され、これを基礎として、東京學士會院の講想を確定したが、これは急テムポに事が運んでいる。この野村の案のはじめに掲げた「呈翰林院規則考案」は東京學士會設立の資料として重要であるから、繁を厭わすその全文を紹介して置く。

呈翰林院規則考案

素介向ニ督學ニ在ルノ日、翰林院創立ノ議ヲ陳ジ、汎ク天下ノ碩學鴻儒ヲ會シテ學事ヲ諮議シ、以テ圭運發達ノ基ヲ開カンコトヲ申請ス。而シテ當時命ヲ得ズ。蓋シ學政ノ要綱尙ホ焉ヨリ急ニスベキモノアツテ、本省未ダ斯ニ及ブニ遑アラザルニ因ルナリ。爾來年ヲ閱スル幾ン下四周、其間或ハ學士會議ノ要ヲ論ジ、或ハ集賢館設置ノ議ヲナスモノナキニアラズト雖モ、要スルニ未ダ創立ノ機ニ會スルヲ得ザリシナリ。近日大輔閣下素介ニ内諭シ、更ニ翰林院規則ノ案ヲ草セシム。素介敢テ自ラ量ラズ、退テ各國所設ノ例規ヲ採收シ、本邦現今ノ實境ニ參照シ、茲ニ別冊規則ヲ調成シ、併テ參考書一冊ヲ進呈ス。事素ヨリ創初ニ關シ、每條果シテ當否ヲ期スベカラズ、唯其要旨概則ヲ掲ルノミ。其細項ノ如キハ宜シク學士ノ集會ヲ待テ之ヲ議決ニ附スベシ。素介伏テ念フニ、教育ノ得失文運ノ隆替ハ、素ヨリ人民ノ努力、學校の興起如何ニ由ルト雖モ、亦當ニ啓牖提撕の當否ニ因ラズンバアル可ラズ。然リ而シテ啓牖提撕ノ事

タル至大至難ニシテ、政府ノ專斷、吏人ノ臆測得テ之ヲ能スベキニアラズ。宜シク汎ク天下有識ノ士ヲ會シテ、公議
公論ノ歸スル所ニ就キ、以テ其文向ヲ定ムベキニ在リ。是レ則チ翰林院の設ケナカル可ラザル所以ナル歟。今之ヲ喻
フルニ、教育ハ猶ホ文明ニ航スルノ線路ニシテ、學校ハ猶ホ船舶ノ如ク、翰林院ハ猶ホ羅針ノ如キナリ。船舶ノ以テ
驛行スベキアリト雖モ、羅針ノ以テ之ガ方位ヲ指點スルニアラズンバ、焉ゾ其航進ヲ全フスルコトヲ得ンヤ。維新以
降政府專ラ教育ヲ振興シ、其盛ナル全國到處殆ンド學校ノ設アラザルナキヲ見ルニ至ルト雖モ、其得失利病ノ如何ニ
至テハ、未ダ以テ、確然保スベカラザルモノナキニアラズ。是レ職トシテ啓牖提擻の未ダ盡サル所アルニ由ルガ如
シ。素介重テ念フ、泰西ノ諸國古來翰林院ヲ設ケ、教育ノ進歩ヲ謀ルモノ多ク、殊ニ伊太利國ノ如キハ、已ニ第十八
世紀ノ初ニ方テハ、翰林院の數六百有餘ニ上ルト雖モ、其功績今日ニ至テ尙ホ顯然タラザルモノハ、蓋シ此諸院徒ニ自
ラ學術ノ研究ヲ事トシ、學術ノ區域ヲ増大センコトヲ務メ、遂ニ啓牖提擻ノ本旨ヲ誤ルニ因ルベシ。是亦深ク殷鑑ト
ナサル可ラズ。西哲ノ言ニ云ク、凡ソ學問ハ一人一個ノ精神ニ屬スルモノニシテ、未ダ曾テ會社ノ合力能ク學問上
ニ新發明ヲ爲セシコトアルヲ聞カズト、是ヲ以テ素介此規則ヲ草スルヤ、專ラ夫啓牖提擻ヲ以テ本院ノ本務トシ、付
スルニ言語文章ノ修整整頓ヲ以テセリ。他日本院成立スルニ當リ、能ク此本旨ニ背馳スルコトナク、且ツ夫ノ伊國等ノ
弊ヲ襲フ事ナクバ、庶幾ハ教育ノ進歩以テ期スベク、文運ノ上進得テ望ムベキナリ。今此考案ヲ上ルニ臨ミ、茲ニ喋々
媿言スルモノハ、亦將來本院ノ事業ニ望ム所高大深遠ヲ期スルヲ以テナリ。伏テ請フ、閣下幸ニ高裁ヲ賜ンコトヲ。

明治十一年十一月

文部省大書記官 野 邸 素 介

文部卿 西郷 從道 公

文部大輔 田中 不二 鷹公閣下

文部少輔 神田 孝平 公

野村は右の如くまづ文部省に於ける翰林院（學士會院）設立計畫の由來を語り、それが明治十二年の末に至つて漸く具體化の運びとなつたことを述べている。こゝに示された翰林院設立の目的は、大體先の「學士會院ノ成立ヲ要ス」に言うところと同じ趣旨であつて、翰林院を以て教育事業の方向を示す羅針盤に比し、教育の得失利病の如何を示す審議機關（啓牖提撕）としてゐる。即ち翰林院は大學の如き單なる學術研究の機關ではないので、この點を明かにしないと翰林院設立の本旨を誤ることになる。この見解はブルンチュリーの「國法汎論」の説くところに教えられたもので、文中に「西哲ノ言」とあるのは、「國法汎論」からの引用である。尙右の意見書に引つゞいて「翰林院規則」案が掲げてある。

七

愈々東京學士會院が開設となる發端は、加藤弘之の演説(十九)によると、明治十一年十二月九日、田中大輔が西郷文部卿の名を以て、西周、加藤弘之、神田孝平、津田眞道、中村正直、福澤諭吉、箕作秋坪の七名を私邸に招いて、その席で始めてマレーの建議について語り、左の諮詢書と「東京學士會院規則大意」と「選舉法案」とを示して、政府が今回學士會院を設立するの可否を問うた。

教育ノ針路ヲ指點シ學術技藝ヲ提撕センコトヲ欲セハ宜ク學士會院ヲ設ケ學德素アルノ士ヲ會シテ互ニ其要務ヲ討議

スルノ所トナスヘシ此事一タヒ舉ラハ國土ノ文運ヲ振興シ人生ノ福祉ヲ増益スルニ庶幾カラシカ請フ高見ヲ開吐シテ
恠ムナカレ。

「東京學士會院規則大意」は全文九ヶ條で、冒頭に「本院ハ文部省ノ起立ニ係リ教育ノ事ヲ議シ學術技藝ヲ討論スル所タリ」と學士會院の目的を明にしてある。^(二十七)これに對して七名はもとより異論のあろう筈はなかつたので、「誠に結構なことである」と賛意を表して、右の諮詢書の宛名の下に福澤はじめ各自が花押を書いた。これは今日日本學士院に保存されている。これで東京學士會院を設立することは定まつたのである。

右加藤の演説によると、右の七名は田中が明六社の十數人の中から七名を選んで謀つたのだというから、福澤も明六社の關係からその選に入つたのである。そこで習十二年一月十五日、「選舉法案」によつてまづ文部卿が右の七名を最初の會員に指名し、文部省内の修文館に於て東京學士會院の第一會を開いた。まづ會長の選舉を行つた結果福澤が多數を以て當選した。(福澤三票、箕作一票、神田、加藤各一票)。明六社の場合は固辭したが、この時は受けて會長の任に就いた。爾來毎月十五日を定例の會日とし、その外時々臨時會を開いたが、福澤は毎會缺さず出席して會務を統轄して^(二十八)いる。會員の定員は規則に四十名以内とあるのを當分二十一名と定めて毎回二名づつ選舉した。^(二十九)かくて三月二十八日第六會(臨時會)で互選會員六名に會員選舉の報狀を交付し、福澤は會長として一場の挨拶を行つた。^(三十)ついで議事規則制定の議が起り、その結果神田孝平が委員となつて草案を練り、四月十五日第七會に於て、「東京學士會院規則」二十二條を議決した。この規則の第十九條に「本院ニ於テハ討論ノ外講演演說スルコトアルベシ」とあるに因てか、この日福澤は「教育論」^(三十一)と題する一場の講演を試みている。これが學士會院に於ける講演の嚆矢であつた。六月十五日(第十一

會)には、任期六ヶ月の内規によつて會長の改選を行い、福澤に代つて西周が六票を得て會長の席に就いた。しかしこの後も福澤は會員として引つゞき毎會出席している。その動靜については石川幹明氏の「福澤諭吉傳」(第二卷七五〇—七六四頁)に「東京學士會院紀事」に依つて福澤關係の事項が漏れなく収録してあるから詳細はそれに譲り、こゝには若干の補説を加え、最後に福澤が學士會院の會員を辭退した顛末について少しくその事情の説明をして見たいと思う。

福澤は最初の會長に選ばれ、六ヶ月の任期を勤めたが、この六ヶ月は、學士會院の創立時代で、議事の運営を軌道に乗せることが當面の急務であつた。學士會院の如きものは日本ではまだ始めての試みで、當時一流の老大家と雖ども會議の經驗には乏しかつたから、會長たるものの任務も中々容易でなかつたろう。福澤は演説法の創始者であり、また「會議辨」の著がある位で、會議の運営については先覺者であつたから、この會院の最初の會長となつたことは當を得ていた。福澤の司會ぶりに就いて詳細な記録を缺くけれども、試に會長としての發言を若干拾つて見ると、第二會(明治十二年一月二十八日臨時會)に於て「次ニ福澤君ハ會長ハ將來會員ノ數ヲ増シ會議ノ體面完全ヲ得ルニ至ルマテハ特ニ其地位ヲ占ル事ナク、文書及雜務ノ管理ヲ除クノ外ハ、衆會員ト同ジク議事投票等ヲ行フベシト發議アリ、會員諸君同意ナルヲ以テ此議ニ決ス」。

次に會員としての發言も「福澤諭吉傳」に大體収録してあるが、たゞ明治十三年二月十五日第十七會に於て提出した議案「高等私立學校ニ就テ試験法を定メ學力優等ノ者ハ宜シク徴兵ヲ免ズベキ議案」^(二十五)は、内容が重要であるから若干の説明を加えておく。

この「議案」というのは、「規則」第一條「本院設置ノ主意ハ教育ノ事ヲ討議シ學術技藝ヲ評論スルニ在リ」とある、

その討議の提議原案で、會員が隨時提出し、院議に附して可決すれば院の名を以て文部卿に建議するのである。即ち學士會院の専ら職とする發案討論の原案で、院として最も重要なものである。内容は院の建前から教育問題が多く、その他には學士會院の機構改革案も議案の形で提出されている。最初に出たのは明治十二年九月十五日第十二會に福羽美靜の「日本文法書ヲ作ラントスルノ議」次に翌十月十五日第十三會に森有禮が「教育論 身體ノ能力」を提出し、次に福澤の右の議案が出た。第三回目である。明治十三年一月十五日その梗概を述べ、さらに西村茂樹の慫慂によつて、翌二月十五日第十七會に於て正式の議案として提出した。議案の本文はすでに「福澤諭吉傳」第二卷（七五九―七六一頁）に掲げてあるから別に紹介の要もなからう。まづ冒頭「教育令」（明治十二年九月公布）が公私立學校に取扱上差別しないのを可とし、「徵兵令」が公立私立について、兵役の免除或は猶予に甚しい差別對遇をしているのを難じて、少くとも高等私立學校に就ては試験法を設けて兵役免除の特典を附與すべしというのである。まことに筋の通つた議案であつたので會員悉く賛成して、院より文部卿に建議と決つた。但しその結果如何は詳でない。恐らくそのまま握りつぶされたものと考えられる。

右の如くこの議案は私學の立場からの抗議で、福澤の特色が見られるのは言うまでもない。ところで福澤はすでに明治九年十一月、慶應義塾の生徒（本科第三等及び甚れ以上）の徵兵免除を東京府權知事楠本正隆に願出で、翌十年一月八日府から認可されている。その書類は「慶應義塾五十年史」（一四二―一四四頁）に載つてゐるが、當時は東京府限りでかゝる徵兵免除の特典が與えられたのであろうか。詳しい顛末はまだ調べて見ないので分らないが、とも角、福澤は慶應義塾に限つてはすでに徵兵免除の特典を得ていたのであつた。しかしこれは當時「他に類例無之儀」であつたので、さ

らにひろく私學全般の原則として確定させたかつたのであつた。ところがこの議案の如きは、軍部の耳にまで届いたか否か疑問であり、よし入つたとして恐らく風馬耳であつたらう。その後明治十七年一月に至つて「徵兵令」は改正されたが、依然として官立府縣立學校を除く外、私立學校は一切免除の特典から除外されていたので、福澤は再び長文の抗議書の筆をとつて、東京府知事芳川顯正まで提出している。^(三六)

八

福澤は會長として、また會員として學士會院の事業には熱心に協力していた。然るに明治十三年十月十五日、第二十三會を最後として登院せず、同年十二月四日附で左の辭表を西會長の手許まで提出した。

迂生儀、老懶加るに家事多端世務を顧る能はず、就て本院の座末に列るも有名無實自から安し兼候に付、會員御除名に相御願度此段宜敷御取斗奉願候也

明治十三年十二月四日

福 澤 諭 吉 卍

東京學士會院會長西周殿

小幡篤次郎(明治十二年四月二十八日當選)も同月十二日西會長に同趣旨の辭表を提出した。院としてはその撤回を懇請したが、二人とも勿論翻意せず遂に會員の席を去つた。

この辭任の理由に就て「福澤諭吉傳」^(三九)は、前掲の加藤弘之の演説を唯一の材料としてあるが、これは遙か後年の記憶であるから真相を盡したものでなく、従つて福澤傳の説明も隔搔の感をまぬがれない。その後幸ひ傳記編纂當時所在の

知られなかつた關係記録(三)が同院で發見されたので、これを材料としていさゝかその顛末を紹介して見たいと思う。

東京學士會院は、教育及學術の向上を謀るための最高の諮問機關として設立され、會員には當時の碩學と言われる人々を網羅していたから、はじめは政府當局からも、また世間一般からも多大の期待をかけられていた。しかるに實際に於ては予期の如き事業も擧らず、むしろそれに背むくような情態に陥つた。少くともかゝる印象を世間に與えた。そこで早くも明治十三年一月十五日第十六會には、西村茂樹から、會員勉強して演説、著譯等の事業を行つて世人の期待に報いなければならぬという改良論が提出され、それが口火となつて暫くはこの問題が毎例會の議題となつて、院自體の性格について會員の間から疑議が生じ、ために一時學士會院は暗礁に乗り上げたような形となつた。

學士會院が創立早々早くもかゝる困難に逢着したのは色々の原因が考えられる。學士會院のような機關の職能については、會員たる老大家には十分な理解がなく、従つて運営必ずしも順調でなかつたので、學士會院の本質について、またその將來について種々の疑議が生じた。次に重要なことは文部省内の情勢の急激な變化である。文部省は明治十二年九月、「學制」を廢して「教育令」を制定した。その實施の結果が予期の如き成績というより、それに反したので、「自由教育令」という批難を蒙つた。その背後には政府の保守的傾向、とくに文部省の教育方針に對しては「學制」以來の急進的な政策に對する反感が擡頭して、攻撃が集中する有様となつた。これが「教育令」の攻撃となつて、田中大輔は遂にその責を負うて翌十三年三月十五日司法卿に轉出した。田中はアメリカ風の教育に傾頭した人であつたし、また久しく事實上文部省の實權を握つていた人であつたから、その退陣は文部省として基本政策の大幅な轉換を意味した。福澤が指摘しているような儒教主義の復活などの保守的傾向も(福澤全集緒言)すべて田中文政の反動として現われたもの

と見られる。東京學士會院設立の如きは最初から田中の考ですゝめられて來たものであつたから、その退陣は生み親を失つたような致命的の打撃であつた。その爲めに學士會院は勢い無用視されざるを得なかつた。

この微妙な空氣は勿論學士會院の方にも強く反映して、かゝる改良の論議となつたのである。福澤の如き、議案の建議について「之ヲ文部卿ニ申告スルモ豫メ其採用ヲ期スベカラズ、苟モ採用スルコト無レバ則チ其之ヲ申告スルヤ洵ニ徒勞ノ舉ト謂ハザルヲ得ズ。故ニ先ツ之ヲ雜誌ニ掲ゲテ世人ノ公評ニ付スルヲ可トス」(明治十三年六月十五日第二十一會の發言) また「經費一途ヲ除クノ外、總ベテ本院ノ討議ニ於テ決定シタル論案ハ、爾後敢テ文部省ニ關涉セザランヲ要ス。縱令文部卿ニ申告スルノ舉アリトモ、必シモ其取舍報復ヲ催ス等ノ手段ヲ要ス可ラズ。唯之ヲ雜誌ニ掲ゲテ本院の所論ヲ世上ニ公布シ衆人ノ公議輿論ニ付スルヲ以テ可トス」(同日發言)と發言している。これには會員多く賛成して、これを決議した。

學士會院の改良論は畧々右のような情勢の下に展開された。明治十三年一月十五日第十六會に於ける西村茂樹の改良意見を皮切りとして、翌三月十五日第十八會には神田孝平の「本學士會院ヲ改進セシムベキノ議」が出た。神田孝平の改良案は審議の末、多少の修正を加えて文部卿に建議と決した。この神田の案について、同年九月十五日第二十二會に福澤が提出した「學士會院積立金之議」は、その内容が機微であつたので意外に反激を生じ論戰をまき起した。まさに爆弾動議であつた。そして福澤はそれが容れられなかつたので遂に退會したのである。次に福澤の議案を掲げよう。(三十一)

學士會院積金之儀

原稿活字印
刷ニ係ル

福澤諭吉

本院ノ規則第五條ニ、會員ハ年金三百圓ヲ受ク、又其第二十一條ニ、本院ノ經費ハ文部省ノ支給タル可シトアリ。サレバ此金ノ出ル所ハ文部省ニシテ、會員ハ毎年三百圓ノ金ヲ政府ノ國庫ヨリ受領スル者ナリ。斯ク政府ヨリ年金ヲ給スル其由縁ハ、學士ノ勞ニ酬ルモノ歟、將タ其榮譽ヲ表スルモノ歟、本員ノ所見ニテハ、必ズ榮譽ヲ表スルモノナリト信ズ。若シ之ヲ酬勞ノモノトスルトキハ、會員ノ中現ニ政府ニ奉職シテ定式ノ月給ヲ受ル者多シ、二重ニ給料ヲ受ルノ理ハアル可ラザルナリ。然バ則チ此年金ハ學士ノ榮譽ヲ表スルモノタルヤ明ナリ。既ニ榮譽ノモノトスルトキハ其金額多ニ過グル歟、少ニ過ル歟、本院創立ノ際ニモ聊カ其論ナキニ非ザリシカドモ、先ヅ三百圓ト定リタル上ハ、姑ク之ヲ至當ナリトシテ、政府ヨリ支給スルハ妨ナキコトナラン。然リト雖モ、今之ヲ受ル我輩會員ノ一方ニ於テハ、少シク思慮スル所ナキヲ得ズ。本員ノ所見ニテハ、此年金決シテ多カラズ。文武ノ官員ニ賞典年金ノ事アリ、我輩學士ガ終始志ヲ一ニシテ學事ヲ勉メ、以テ國ニ盡シタル其功勞ハ遙ニ文武官吏ノ右ニ出ルモ、之ニ下ルノ證ヲ見ザレバ、之ヲ受ルモ固ヨリ恥ル所ナシト難モ、唯之ヲ受テ一身衣食ノ用ニ供スルノ一段ニ至テハ、學士タルモノハ私ニ於テ聊カ安カラザルガ如シ。本院ノ集會ハ一月十度ニ過ギズ。會員ノ勤勞固ヨリ言フ可キモノナシ。又集會ノ實費トテ誠ニ些細ノ事ノミ、サレバ學士一身ノ私ニ就テ見レバ、此年金ハ家産ニ餘計ノモノト云ハザルヲ得ズ。學士ノ家産ニ餘計ノモノアレバ、之ヲ國ノ學事ニ費シテ本意ナルベシ。今其方法ヲ案ズルニ、目今學士ノ現員二十名、各年金三百圓ノ内五拾圓ハ集會ノ實費トシテ各自ニ之ヲ受領シ、殘餘二百五拾圓ヲ本院ノ積金トスレバ、二拾名合シテ一年五千圓ト爲ル。本院ノ體裁ヲ次第ニ整頓セシメテ、或ハ院ニテ至當ナリト認ル所ノ事業ヲ起サントスルニハ、何レモ皆資金ヲ

要セザルハナシ。此五千圓ノ金額固ヨリ僅少ナリト雖モ、亦以テ漸次ニ事ノ緒ヲ開クニ足ル可シ。學事ヲ助勢スルコトニ就キ、動モスレバ有志者ノ贖金云々ノ說ハ、常ニ聞ク所ナレドモ、日本國中最モ篤ク學ニ志シ、學ヲ以テ斯生ヲ爲ス學士會員ノ其人ニシテ、自カラ家産ニ餘計ノ金ヲ捐ルニ非ザレバ、他ノ有志者ニ向テ贖金等ノ說ハ固ヨリ口外モス可ラズ。人ニ説ク者ハ先ヅ我レヨリ始ム可シ。我レ先ヅ之ヲ捐テ、次第ニ他ニ勤メタラバ、數年ノ後、或ハ亦有志者ノ贖金ヲモ得テ、大ニ事ヲ起スノ路アル可キナリ。

又或ハ本院ニテハ實際ニ事ヲ起スヲ要セズ、唯創立以來今日迄テノ有様ニテ自カラ足レリトスルトキハ、特ニ資金ナキモ亦可ナリト雖ドモ、數十年ノ後マデモ今日ノ有様ニシテ、他ニ求ルナシトハ斷言ス可ラズ。方今世界ノ學術技藝ハ次第ニ進歩シテ、隨テ我邦後進ノ學生モ其所見益大ニシテ、益博ク、近クシテ今ヨリ二十年ノ後ニ、今日ノ我輩ヲ見テ之ヲ慙笑スルニ至ル可キハ必然ノ時勢ナリ。此時ニ當テ、遽ニ學士會院ノ體裁ヲ改良セントスルモ、第一着ノ要ハ必ズ資金ナル可シ。故ニ今ノ本院ニ於テ假令毎年積金ヲ以テ、現ニ事ヲ爲サザルモ之ヲ積ミ、又之ヲ積デ年々五千圓ノ金ヲ利倍增長セシムルトキハ、一年壹割ノ利子ニテ、十年ニシテ八萬八千圓、二十年ニシテ、三拾壹萬五千圓ノ資本ヲ得ベケレバ、單ニ此資本ヲ後進第二世ノ學士ニ授與シ、我輩ハ死シテ本院ノ盛事ヲ地下ニ見ルヲ得ルモ亦愉快ナラズヤ。此策ニ出ルモ、稍ヤ以テ今日學士ノ本分ニ背カザルモノト謂フ可シ。右ノ如ク鄙見ヲ述べタレドモ、目今學士ノ受領スル年金ハ各自ノ私有ニ相違ナキモノナレバ、之ヲ積ムモ積マザルモ其人ノ意ニ存スルコトニシテ、固ヨリ之ヲ強ユ可ラズ。人々ノ所見ニ從テ、積ムヲ利トスル者ハ之ヲ積ミ、之ニ反スル者ハ然ラズシテ妨ナキガ如クナレドモ、爰ニ一ノ困難ハ、等シク一局ノ會員中ニ、其年金ヲ積ム者ト、積マザルモノト相半スル歟、又ハ多少ノ數ア

ルトキハ、假令ヒ虚心平氣ヲ以テ自ラ許ス我輩ナルモ、或ハ相互ニ言フ可ラザルノ感覺アラシク恐ル。故ニ此兩様共諸君ノ同議ヲ以テ決センコトヲ願フモノナリ。

十三年九月十五日

福澤動議に對する論議は、九、十兩月の二回にわたり、學士會院としては前後にない熱戦であつた。従つて「紀事」に「衆員續々各其所見ヲ開説シ甲唱フレバ乙和シ、丙斥スレバ丁抗シテ議論更ニ議論ヲ層生シ、辨駁又辨駁ヲ復出シテ云々」とある如く、論議は福澤の原案から轉々と諸説が展開した。こゝにその全貌を詳説することは本稿としていさゝか深入りの感があるから、福澤の原案の反響と、その行衛を主題として述べてゆくこととする。(三十三)

この提案に對してまづ口を切つたのは加藤弘之であつた。曰く「本院ノ事業ヲシテ目今ノ景況ニ止マラシメ、今後二十年間ノ積金ヲナサンヨリハ、寧ろ本院ヲ解散シテ、院費ノ全額ヲ文部省ニ還納シ、此會員ヲ以テ別ニ適宜ノ教育ニ使用セシムノ愈レルニ如カズ」と、原案を飛び越えて解散論を述べた。これも爆弾的である。これに對して西村茂樹は、學士會院の職務は必ずしも積金を爲すを要せず、現在のまゝ會員勉強して漸進すべし、若しその時に至つて本院の事業が舉らない時は解散か、また積金の方法を設くるも可なりと、漸進論を唱え、早くも三説鼎立の有様となつた。これより各會員が交々立つて夫々意見を述べた。この日福澤の積金説の賛成者は少なく、「方今纔ニ成立ニ屬シタル本院ヲ年金處分ノ論點ヨリシテ一朝解散ニ付スルハ可惜ノ至リナリ、且積金ノ事ハ必シモ二十年ノ期限ヲ立テザル方宜シカルベシ、其故ハ今ヨリ數年ノ後ナリトモ寔ニ興ス可キ事業ニ逢着スルコトアレバ其時直ニ積金ヲ以テ之ニ充テントトヲ要スレバナリ」と、中村正直一人が賛成した、解散説の賛成者は神田孝平、小幡篤次郎、市川兼恭の三名であつた。また箕

作麟祥は積金説に就て「年金ハ發案ノ如ク各自ノ私有物ナレバ、積金ノ爲ニ之ヲ出スト出サザルトハ、固ヨリ其人ノ意内ニ存スル者ナリト雖モ、多衆中或ハ陰ニ顧惜ノ情ナキ能ハザルモ、之ヲ陽言スルトキハ何トナク不廉耻ノ嫌疑アルヲ以テ、枉ゲテ同意ヲ表スル等ノ事アランモ測ル可ラズ。故ニ積金ノ一段ハ之ヲ會場ノ討議ニセズ、別ニ院外ノ事ト爲シテ評議シテハ如何ナルベキカ」と、また解散説は積金説の反動の激論であるから自分は西村君の漸進論に賛成すると言ひ、重野安繹はこれに賛成した。また積金説の如きはこの會議で採り上ぐべき問題ではないという意見は箕作麟祥の外に福羽美靜によつて發せられた。斯様に到底結論に達すべくもなかつたので最後に西會長は「諸君ノ所論自ラ異同アリト雖モ之ヲ大別スレバ、本會ヲ解散スルト保存スルトノ二途ニ外ナラズ、而シテ首トシテ解存ノ決ヲ爲サザレバ他ノ積金及其他ノ方法モ施ス可キ無シ、故ニ此二説ニ就テ今日直ニ多數ノ方ニ決議ス可キヤ、或ハ後會ニ讓ルベキヤ」と問うたところ後會を可とする者が多かつたので次會送りとなつた。「紀事」に曰く「今會ノ論説ハ本院ノ廢興ニ關スルコトニシテ、且今日四名ノ缺席モアレバ此兩説ヲ報知シ徐々ニ衆議ヲ盡スヲ可トス云々」。

かくてこの論議は翌十月十五日第二十三會に持越されて引續き議題となつた。まづ劈頭に前會以來缺席中の箕作秋坪の意見書を書記が讀んだ。その要旨は、解散論は積金説の反動であるのみならず、會院の存廢の如きはその性質上會員の論議すべき問題ではない。ついで積金説を批判して「福澤君ノ積金説ハ其理アリテ面白キ事ナレドモ、少シク遠大ニ過ギ且稍強迫ノ意ヲ帶ビ隨分行ハレ難キ事ト思ハレ、寧ロ解散ス可シトノ反動アルニ至レリ。故ニ中村君ノ説ノ如ク之ヲ必ズ二十年後ノ遠キニ期スル事モナク、各人ノ隨意ニナシタラバ更ニ可ナランカト思ハル、積金説ノ末段ニ曰ク、積金ヲ爲ス者ト爲サザル者ト相半シ、或ハ多少ノ數アルトキハ言可ラザル感覺ヲ起ス可シトノコトアレドモ、此積金ヲ爲

サ、其多少等ノ間ニ左程ノ感覺起ル様ニテハトテモ行ハレ難キ事ナリ。又曰ク我輩ハ死シテ本院ノ盛事ヲ地下ニ見ルヲ得ルモ亦愉快ナラズヤト、是言ハ今日學士タル者ノ本分ニ背カズ、愉快ハ愉快ナル可ケレドモ之ヲ生前ニ見ル能ハザルモ亦遺憾ナラズヤ云々。」それ故積金説を轉じ、現在受くる所の年金を半減或は三分一とし、以て會員の數を増加すれば自から改良の實も擧るべしと。それより議事に入り、まづ坂谷素が立つて、解散論の不可を論じてこれに反對の意を表し、次に福羽美靜は「前會福澤君ノ積金説ノ事ハ衆人心ヲ合セザレバ之ヲ行フコト能ハザルナリ、本員ハ強テ會員一同ニテ之ヲ行ハント欲スルハ不可ナリト思考ス」と、反對意見を述べ、「併シ本院ノ事業ヲ斯儘ニ差置キテ可ナリト思ハサレバ何事ニナリトモ着手センコトヲ欲ス」と、差當リ實行可能な事業二三を提議した。斯くて福澤の積金説は、實行上の困難を指摘され賛成者が少なかつた。次に市川兼恭は箕作秋坪の意見によつて解散論賛成を撤回し、且言う「又積金説モ愚案ニハ現在ノ會員ノミ申合セテ之ヲ行フハ宜シカル可ケレトモ、將來補缺員アル時、其人ニ於テハ如何ノ者カ大ニ迷惑ナル事モアランカト思ヒシニ、今箕作君ノ説ノ如ク積金ヲ減額シテ更ニ會員ヲ増ス事ハ至極然ル可キヤト信ズ、故ニ又之ニ同意ス」と發言した。そこで福澤は再び立つて自説の趣旨を重ねて辨じた。

本員ノ積金説ニ對シタル諸君ノ所論ヲ考フルニ未ダ愚見ノ貫徹セザル様ニ思ハルレバ之ヲ再説ス可シ。本員ガ主旨トスル所ハ唯積金ノ方ヲ主張シタル譯ニ非ズ。元來學士ガ受クル所ノ年金ハ多ニ過グル歟少ニ過グル歟、苟モ學士ノ榮譽ヲ表スル者ト做ス時ハ決シテ之ヲ多トセズ。故ニ之ヲ受クルハ妨ゲナシト雖モ唯之ヲ受ケテ一身衣食ノ用ニ供シ、學士ノ事業ヲ舉グル事能ハザルハ耻ヅ可キノ事ニ非ズヤ。然ルニ本院今日ノ有様ニテハ何事モ爲シ得ルコト能ハズ、今一個ノ事業ヲ實行セントスルニ方リテ必要ノ要點ヲ舉グレバ先ヅ其資金ニ歸ス可シ

(例ヘバ坂谷君ノ著書賞格説ナリ、福羽君ノ文典編輯論ナリ皆資金ナケレバ實

際ニ着手スルコト)而シテ金ト云フ者ハ之ヲ集合スルトキハ功能アル者ナレドモ、之ヲ離散スル時ハ功能ナキ者ナリ。故能ハザルカゴトシ)ニ積金ノ方ヲ設ケテ之ヲ起ス可キ所ノ事業ニ使用シタキガ本趣意ナレドモ、何分着手ス可キ事業ナキニ於テハ、之ヲ積置キテ後進第二世ノ學士ニ授與シ、其事業ヲ興起スル時ノ用ニ供セント欲スルナリ。諸君此意ヲ了セラレン事ヲ乞フ。その後また坂谷、福羽、神田、中村、小幡等の發言があり、改良論に左袒する者が次第に増加した。箕作麟祥は再び立つて「本員ハ亦舊說(解散セザルノ説)ヲ守レドモ、福澤君ノ積金說ハ前會ニ誤解シタル所アリ、今日更ニ同君ノ説明ヲ得テ之ヲ考フレバ、積金ハ即チ改良ノ爲メニスル事ナレバ、願クハ委員ヲ立テ、之ヲ案定セン事ヲ欲ス云々」と言つた。

次重野安繹は「箕作麟祥君ハ改良ノ爲ナレバ積金スルガ宜シトノ說ナレトモ本員ハ然ラズ」と反駁し、「若シ本院ノ事業ヲ改良スルコトナレバ官ヨリ其資金ヲ給與シテ然ル可キナリ、又福澤君ノ說ニ年金ヲ學士ノ榮譽トシテ受クル者ト做セバ其金額ハ決シテ多數ト云フ可ラズ云々、而シテ此金ヲ受ケテ學士一身ノ衣食費用ニ供スルハ恥ヅ可キ所ナリト述べラレタルガ、本員ノ說ハ否ラズ、苟モ年金ヲ受領スル以上ハ之ヲ衣食ノ費用ニ供スルモ其他何事ニ支用スルモ固ヨリ自由ニ任セテ聊差支ノ事ナシ、若シ之ヲ不足ナリトシ、又之ヲ受クル事不滿意ナレバ宜シク最初ヨリ之ヲ辭謝シテ受ケザルベキ筈ナリ、喩ヘバ學者先生ガ其弟子ヲ教授スル爲ニ取上グル所ノ授業料等ノ金員ハ衣食ノ用ニ充テ、不可ナリヤ、決シテ不可ナカルベシ、之ヲ何等ノ使用ニ供スルモ一向差支ナキ事ナリ、今學士ノ榮譽ト做シテ受クル所ノ年金モ亦然リ、其之ヲ受クルノ後ハ各自ノ欲スル所ニ任セテ使用スルモ勝手次第ノ事ニテ敢テ恥ヅ可キ所ニ非ルナリ、故ニ年金ヲ以テ本院ノ事業ヲ改良スル事ハ不當ノ義ト思惟ス、況ンヤ之ヲ二十年後ニ積金スル事ニ於テヤ」。この意見に對して栗本鋤雲が同意の意を表した。これで積金說は終止符を打たれた感がある。

そこで次に西會長は立つて、「今日諸君ノ所論ニ依レバ解散説ハ殆ンド廢案ニ屬シテ衆論ノ歸スル所到底改良説ニ外ナラズ、故ニ改良説ヲ議定セン事ヲ要ス」ト紛糾した論議をまとめにかゝつた。かくて解散論は廢案となり、改良論が中心となつて論議が展開されるようになった。福澤の積金説はそのまゝでは反對多く、結局改良論の中に解消されてしまつたのである。そこでこれからの議題は改良論を如何に具體化するか、中心となり、規則改正の委員を選ぶか、その前に政府に學士會院改良の意があるか否かを問うことが先決であるという様な意見が出て議論がなかなかまとまらない。そこで西會長はまた「福澤君ノ積金モ亦改良ノ一説ナリ、故ニ銘々意見ヲ出シテ然ル後ニ委員ヲ立ルカ、或ハ先ヅ第一ニ委員ヲ立ツルカノ二項ヲ議決セン事ヲ要ス」と述べた。その後もまた議論は紛糾し中々まとまらない。この間に福澤は「西村君ノ説ハ本院規則中第二條ノ改良ナルノミ、委員ヲ設クルカ否カヲ定メン」と言葉を入れた。これは西村が學士會院の現情不振を焦慮して「唯此儘ニシテ棄置クコトハ餘リ不深切ナル事ノヤウニ思ハル」と言つたのを受けたのである。そこで改良に就て再び規則の改正が問題となつたので、福澤は「改良ヲ議スルニ付テハ何モ本院規則上ニ差支ナシ、規則ハ此儘ニ措キテ改良ヲ議スルモ妨ナシ」と反對した。これが速記に残る福澤の最後の發言であつた。これに對して福羽美靜は此規則ある故に學士會院の仕事が捗どらぬと規則の改正を主張し、結局西會長が改良問題を根本的に検討するため委員設置如何の決を問うたところ起立する者四名（この日出席者は會長の外十五名）であつたので、次會には各自意見のある者はこれを提出することゝして散會した。かくて再び次會に持越され、十一月十五日第二十四會には劈頭に細川潤次郎が「文部省教育事務ヲ以テ東京學士會ノ問目トセンコトヲ請フノ議」を提出してさらに論議の花が咲いた。しかし福澤は前會限り會場に姿を見せず、前掲の會員の辭表を送つて遂に脱退の意を表した。この日の論議も甲論

乙駁であつたが、結局細川の發議にかゝる規則の修正案が中心となつて、そこから論議が展開したのである。翌十二月十五日第二十五會に於て福澤及び小幡篤次郎の辭表提出が報告され、一應兩名に再考を促したが二人とも會員除名を希望したので翌十四年二月十五日の第二十八會に於てそれを決議し、かくて福澤と、その門下の小幡とは會院を脱退した。福澤は一旦この學士會院に加入して、協力したが、積金説の紛糾を機會に惜氣もなく退脱したのは、恐らく官僚洋學者と和漢老學者の愚論（彼から見て）と、學士會院の前途に愛想をつかした爲であろう。事實福澤の見透しの如く學士會院はその後尚右迂曲折を重ねたが、結局老學者の集團として學界から超然たる存在となつた。アカデミーとしての體制が確立したのは明治三十九年帝國學士院に改組以後のことである。

十

東京學士會院の最初の七名の會員はすべて明六社員から選ばれたのみならず、實際の創立者とも言うべき田中不二麿も會て明六社員にその名を連ねていた。兩者は人的につながるのみならず、同じように教育問題を標榜していたから東京學士會院は民間の明六社が官設に昇格した感がある。明六社に對しては批判的であつた福澤が、會て批難した官僚洋學者と肩を並べて東京學士會院に加入したのみならず、その會長となり、最後まで協力的で、その脱退も協力が破れたゆゑであつたことは、勿論その間には情勢の變化があつたとしても、あれほど在野性を強調した福澤として、この二つの團體に對してとつた態度が斯くも異なるのは、明らかに矛盾しているのではないかという疑問が生ずるのである。

この問題を解くためには、まづ二つの團體の性格を尙少しく掘り下げて見る必要がある。明六社は「制規」第一條に

ある如く教育問題を標榜し、政治問題には一切觸れないことをモットーとしているが、實際に發足して見ると、明らかに政府の興黨と化して政治的色彩の強かつたことは、民選議院設立論を一齊に反對し、また福澤の「學者職分論」を斥けた如き言論によつて見ても覆われぬことであつた。従つて政治不干與は、モットーから次第に興黨的色彩をカモフラージュする辨明にその意味を變える結果となつた。^(三三)この點を福澤は「明六雜誌の出版を止むるの議案」に於て鋭く突いている。明六社が民權運動の彈壓強化と反比例して自己解消を斷行したのも、このカモフラージュの最後の手段に外ならなかつたのである。かくて福澤は明六社に訣別をしたのであつたが、東京學士會院は同様の目機を標榜しつゝも、官設であるだけ反つて實際にな政治性は稀薄であり、兩者は外觀に於て近似しつゝも實質に於ては著しく違つていたので、明六社に訣別した理由をそのまゝこゝに見出さなかつた。これが福澤の東京學士會院に協力した消極的な理由であつた。

福澤の思惟方法を分析して、丸山眞男氏は彼の價值判斷が常に條件附であり、各種の問題處理に對して主體的精神の強靱なことを指摘して、彼の哲學がプラグマティズムに近いと言ひ、彼の言論がすべて現實的状況に對する處方箋として書かれたと評している。^(三四)彼は結局よき意味のすぐれたジャーナリストであり、その思惟方法はやがて彼の實踐的行動の場合にも推すことが出来るのである。思想家としての福澤を動かす大きな動力は社會人としての彼の立場、その事業であつた。これは如何なる思想家にも當てはまることであるが、とくに福澤の場合は、その時々彼の社會人としての現實情況を外にしては考えることが出来ない。これが彼の思想活動を解く重要な鍵である。この現實情況の中心は彼の生命であつた慶應義塾の經營である。彼は如何なる時も、この慶應義塾という大世帯を一身に荷負つて、その私學としての獨立、その財政の維持、卒業生の將來等々、これらの雑多な現實的事業を背景として、言論を張つたのである。官

から俸給を得ていた官僚學者の方が、この點では遙かに自由であつて、官規に觸れない限り勝手な放言が出来た。彼等の方がむしろ變節自在であつた。しかしそれが出来なかつたところに反つて福澤の言論の現實性があつたので、彼の私學論も決して單なる思想的な一本調子の反官學主義ではなかつた。彼が明六社に袂別し、また東京學士會院に協力したのも、彼自らの社會的活動を推進する上に適當と考へた結果と解される。

慶應義塾は私學として著しい發展を遂げたが、大きくなればそれだけ維持は容易でなかつた。とくに西南戰爭後のインフレによる物價騰貴によつてその會計は危期に陥り、十年から十二、三年にかけて最も甚しく、一時はその解散まで覺悟せざるを得ない有様になつた。福澤はその打開策に手を盡したあけく文部省に對して維持資金の融資を申込んだ。

これは窮餘の策であつたとは言へ、官に對する財政的依存であつたから、勿論私學としての體面の放棄ではなかつたとしても、明らかに福澤の從來の主張にはずれるものであつた。にもかゝらず福澤はこれを頗る熱心に運動して、要路の大官を説き廻つて、どうやら納得せしめた際に、井上馨が不賛成を洩したので、遂に三菱に對する政府の保護まで引合に出して、その援助を乞うている。慘憺たる苦心である。西郷文部卿には「政府に金を拜借するは固より私の好むところ(三五)に非ず」(明治十一年四月西卿從道宛書翰)と辨明しつゝも尙これを懇願している。義塾の維持は主義だけの問題でな

く、現實の問題で、その時々(三五)の社會情勢に支配されたのは已むを得ない。民間資本の貧弱な時代には産業は官營型態をとつたので、文化方面もこの點は變りなく、私學の經營の如きは、規模が大きくなれば、勢い何等の形で政府との關連が重要となつてくる。福澤が平素から要路の大官と懇親を重ねていたのも、一つには義塾經營の爲めであつた。

明治十一、二年から福澤は急激に政府當局に接近の度を増し、十四年の政變の前頃には伊藤、大隈、井上等と會談し

て、政府の國會開設の見透とを條件として、政府の爲めに新聞紙の發行を引受けるに至つた。これは明らかに彼の興黨化であつた。然るにこの話は政府部内の分裂によつて流産となり、やがて政變が起つたが、大隈の蔭に福澤在りとは當時世上に盛んに流傳された。

福澤が東京學士會院に加入の交渉を受けたのは明治十一年の末であり、脱退は十三年の末であつたから、丁府政變の直前まで、彼が最も政府に接近していた時期であつた。かゝる時であり、とくに西郷文部卿には義塾維持の資金貸與を懇願しつゝあつた際であつたので、東京學士會院加入の勧誘も無下に斷り難い事情であつたのみならず、福澤としては、むしろ積極的にかゝる政府の機關に席を持つていた方が、何かと發言の機會を得る便宜を得て、義塾經營の上にも、また私學を代表する上にも、マイナスよりプラスが多いと考へたからであらう。そこに彼の實際家としての感覺が見られるのである。現に彼は學士會院を通して私學の爲めに徴兵免除の議案を提出している。學士會院積金の提案の如きは、その存續を希望する彼の熱心さを見ることが出来るものである。

とは言え、「學者職分論」の時代と比べると、明らかに對政府の態度が一變している。これは一種の變節と評されよう。しかしそれを以て彼を單なる機會主義者と斷定することは出来ない。彼の行動の根底に横わるのは慶應義塾の維持と私學の立場の堅持という大きな目的であつて、變節はその時々々の現實情勢に應じて採つた態度の違いから生じた現象型態に外ならない。

福澤の學士會院入りは、時期的に明六社の場合とその情況が著しく違つていた。これがそれを承諾した積極的理由であらう。然るに學士會院には一旦加入したものの、その運営が豫期に全く反し、失望して脱退し、また政府接近の政

治活動も豫期に反して蹉跎の結果となつた。政變を契機として政府は民黨とはあくまで對抗的に欽定憲法の制定を決意したので、政府にも失望して、政治活動から一應縁を斷つた。これは福澤がギリ／＼の線まで官と妥協して、そこで踏み止まつたのである。

しかし政府の專制化は益々その線を越えた。福澤は學問、教育の前途を憂いたあまり、明治十五、六年に涉つて「帝室論」、「學問と政治と分離す可し」以下の一連の論文を公にした。(三五六)

こゝで再び福澤は、學問教育の獨立は政治からの分離以外にこれを護る途なしと認識したのである。これもまた彼が情勢の變化に應じてとつた態度であつた。しかし政府の專制化は益々強化されて、遂に明治十九年には帝國大學の成立となり、學問、教育の獨立性は政權の中に吸収されてしまつたのである。

む す び

福澤諭吉の明治初年の學界に對する貢獻は、はじめに指摘したように、或る専門の學問の移植或は研究というのではなく、學問の近代化と新しい學界の建設を目ざした點にあつた。西洋學術の移植者或は研究者としては、彼よりさらに組織的な業績を残した人は尠くなかつたかもしれない。しかし新しい學界の指導者或は開拓者として、彼の右に出づる者はないであろう。當時福澤と並んで指導的地位に立つた洋學者も尠くなかつたが、福澤は彼等と截然と異つた独自の立場を堅持して、常にその立場から學問の獨立を護つた。そしてその爲めによく闘つたのである。この意味から彼は眞に民間學者の名に恥ぢない存在であつた。

福澤の明治の學界に對する貢獻としてまづ擧ぐべきことは、學問の基本的立場を近代化に導いたことである。これは彼の「學問のすゝめ」に於ける實學の解明の如き、物理學の獎勵の如き、一見平易卑近に見えるが、儒教的の道學から近代科學へと學問の認識點を基本線に於て轉回せしめたことは著しい功績である。「物ありて然る後に倫あるなり。倫ありて然る後に物を生ずるに非ず、憶斷を以て先づ物の倫を説き、其倫に由て物理を害する勿れ」(「文明論之概畧」)、これは學問的認識の轉回として、思想史的意義は大きいのである。かゝる近代化に努力した反面には、この近代化を妨げる障壁として作用した儒教に對して鋭い批判と激しい反撃を加えた。^(三七)彼がイギオロギーの問題として儒教と洋學をとり上げて、そこに近代學問の方向を解明して行つたことは、文化の指導者としてよくその役割を果したものと見えよう。勿論同じ時代に、加藤弘之の如きも、復古思想に對して手きびしい攻撃を加えているが、福澤ほどの見透しは持つていなかった。

次にかゝる學問の近代化を、福澤は廣汎な學界の問題としてとり上げている。學問を社會の中に置いて、現實政治との關連の下に考えた。そこに單に抽象的な理論としてなく、學界としての社會的問題が出てくるのである。これは近代社會に於ける學界の在るべき姿を示した彼の見識として、注目すべきものである。また學問自體が、どうあるべきか、という學問の在り方の問題にもつながるのである。彼は學問の近代化の條件として、封建的道學の束縛からの解放を必要と信じたが、そのためには學問研究の自由が確立されなければならず、この自由は同時に獨立が伴わなければならない。かくて彼は學問の獨立論を唱えた。如何に學問が近代化されても、學問が依然として政治によつて強く支配され、甚しい場合は、その御用學問と化するが、その場合は、すでに學問として眞の生命は失われていると言わなければならない。

ない。即ち學問は獨立と自由を獲得して、はじめてその近代化は眞に達成される。これが福澤の學問獨立論を唱えた基本の信念であつた。福澤の鋭敏な臭覺は、最も進歩的で、近代化の指導者であるべき洋學者のうちに、御用學者的な臭味を嗅ぎ出し、彼等が徒らに官途につき官に依頼する心底に甚しい不滿を覺えた。これが「學者職分論」を公にした所以であつた。しかし福澤は洋學者の官途就任そのものを批難したのではなく、その爲めに學問が官に支配されて自由と獨立を喪失することをいたく憂いたのである。

この福澤の憂にもかゝわらず、その後には於ける日本の學問は益々官學中心となり、むしろ政治力に指導されつゝ發達を遂げた。これは産業の方面と同様に、文化一般の水準の停滯性によつて、上からの強い指導力を必要としたからであつたが、そこに近代日本の學問の特殊性が打出されている。私學は私學としての獨立性に乏しく、常に官學に追従して、私學の官學化をまねき、私學として独自の發展を遂げなかつた。しかし私は明治時代の官學、とくに官立大學は官立の立場に於いて、良き意味の權威と獨立の精神を持つていたと信ずるものである。これは明治という時代が醸し出した不滅のものであつた。しかしその反面には官威主義の弊もあつたので、それが日本の近代學問の宿命的な悲劇の種を胎藏していった。それがやがて昭和以降のファシズムの擡頭によつてその旋風にまき込まれて没落の悲運に際會する原因となつた。福澤の憂いはこの悲劇の先見となつていたのである。

(一九五三・十・五稿了)

註

(一) 高橋誠一郎「福澤先生傳」、堀經夫「新修明治經濟學史」等參照。

(二) 斯文會「斯文六十年史」第七章「私塾」の項参照。

(三) 「慶應義塾五十年史」三〇頁。

(四) 同前 七二頁。

(五) 徳川家の静岡藩の静岡學問所に赴いたのは、中村正直、津田眞道、外山正一等があり、また沼津兵學校には西周が頭取となり、外に田邊太一、赤松大三郎(則良)、渡邊一郎(温)、乙骨太郎乙、大築保太郎(尙志)等が教師として赴任した。

(六) 大久保利謙「近代文化の形成」——朝倉書店「新日本史大系」第六卷「近代社會」第四章を参照。

(七) 「泊翁西村茂樹傳」上卷、第三章、三五九頁。

(八) 福澤諭吉「福澤全集緒言」、石川幹明「福澤諭吉傳」第二卷第二十三編「日本演説の濫觴」参照。

(九) 「學者職分論」は明六社の爲めに著はしたものである。「明六雜誌」第二號の「學者職分論」批判號の端書に「是先生(福澤)此社ノ爲ニ著ハス所云々」とある。

(十) 「明六雜誌」第二號(明治七年三月刊)は「學者職分論」批判號で次の四編を掲ぐ。加藤弘之「福澤先生ノ論ニ答フ」、森有禮「學者職分論ノ評」、津田眞道「學者職分論ノ評」、西周「非學者職分論」が掲載されている。

(十一) 「郵便報知新聞」明治八年九月四日に掲載、「續福澤全集」第七卷諸文集に收む。尙石河幹明「福澤諭吉傳」第二卷第二十三編を参照。

(十二) アカデミーに關する知識の移植については、大久保利謙「森有禮」(日本教育先哲叢書第十八卷)七十七頁を参照されたい。福澤の「滯歐手帳」にフランスのアカデミーに關する斷片的記事があることが、野村兼太郎氏の「福澤先生の滯歐手帳」のうちに紹介してある。(「史學二十四ノ二、三號掲載」)。

(十三) 田中不二麿の「理事功程」(明治六年刊)卷之四「大學區ノ管轄ニ屬セザル學校」及び卷之五「翰林院并ニ大學校」にフランスのアカデミーの説明がある。これは明治以降西洋のアカデミーの紹介として最も早いものである。

(十四) 註(二十)を参照。

(十五) 東京學士會院刊。明治十三年五月の緒言あり、百二十二頁、奥附なし、文部省の調査稿本をまとめて出版したものである。内容は左の二編である。

一、翰林院設立參考書類

甲、泰西各國學士院ノ起立沿革。

乙、ブリュンチユリ氏國法汎論中ノ集賢館ノ論。

丙、ベルソン氏申告スル所ノ佛國學士館職務體裁。

丁、太辟莫爾矣氏(ダビット・マレー)ノ學士館設立考按(日本文學館)

戊、教育新誌載スル所ノ佛國集賢院概略。

二、各國アカデミー略記

(十六) 「國法汎論」"Bluntchuli: Allgemeines Staatsrecht."の翻譯(明治五年五月初刊)。同書卷之九下第十二款「集賢館」(アカデミー)の項。

(十七) 日本學士院所載。

(十八) 同書明治九年刊の合冊本九ノ下六四頁。

(十九) 加藤弘之「明治四十二年十月二日加藤前院長の演説」、これは加藤が院長退職の際に會員から贈られた感謝狀に對する挨拶で、そのうちに東京學士院創立當時の回想がある。資料として貴重であるが、後年の回想だから話の内容には検討を要するところもある。はじめパンフレットとして印刷され、後「帝國學士院創立五十年記念會長院長演説集」に收めた。

(二十) 「明六社制規」(明治七年二月)第一條は「社ヲ設立スルノ主旨ハ我國ノ教育ヲ進メンガ爲ニ有志ノ徒合同シテ其手段ヲ商議スルニ在リ」とある。

明治十二年四月十五日議決した「東京學士會院規則」第一條は「本院設置ノ主意ハ教育ノ事ヲ討議シ學術技藝ヲ評論スルニ在リ」とあつて、何れも教育問題の討議を標榜している。

(三十二) 福澤はよく出席している。明治十三年十月十五日最後の登院に至るまでの二十三會のうち、十三年三月十五日第十八會、同五月十五日第二十會の二回缺席したのみである。尤も他の會員も同じようによく出席している。

(三十三) 會員選舉の方針について明治十二年一月十五日第一會に於て「本院ノ會議タルヤ現在ノ有形事物ヲ區處スル等ノ事ハ第二義ニ屬シ、專ラ無形中ニ就テ將來教育ノ針路ニ心眼ヲ注シテ討論ズベキヲ重シトス。故ニ選舉スル所ノ會員モ之ニ準ジ、可成的輕躁ニ失セザル關係鑿磨ノ老成人ヲ和漢洋ノ學士中ニ索ムベキノ機軸ヲ以テ組織スベシトノ衆議アリ」と申合があり、次で二月十五日第三會に於て「每會當選ノ會員或ハ洋學士ノ一邊に偏傾スルトキハ本院成立ノ主腦ニ背馳スルヲ以テ豫ジメ其弊ヲ防グヲ良トス。假令ハ會員ノ總數二十一名ナレバ三分ノ一即七名ハ必ず和漢兩學士ノ中ニ就テ投票スベキノ目安ヲ立ツベシトノ發議(加藤弘之君)アレドモ、猶後會ノ情況ヲ待ツテ論ズルモ未ダ晩カラズトノ議多數ナルヲ以テ中止ス」。又「本院ニ於テ會員ヲ選舉スルノ主眼ハ姑ク官務數掌ノ人ヲ措キ草野栖息ノ人ヲ舉グルヲ善シトス。故ニ其力量相等シキトキハ寧ロ官ヲ捨テ野ヲ取ルベキナリ又在野中ニテ論ズレバ妙齡ノ秀俊ヲ後ニシテ學德素アルノ老輩ヲ先ニスベシ、何トナレバ妙齡者ハ目下之ヲ問ハザルモ其養成怠ラザルトキハ將來必ズ本院ニ入ルベキノ資料ヲ有セリ、彼ノ晩暮者ノ如キ今ニ於テ之ヲ擧ゲザレバ終ニ其抱負ヲ公伸スルノ期ナク、之ヲシテ永ク煙埋に歸セシムルノ憾アレバナリ」という議が出てゐる。

(三十三) 石河幹明「福澤諭吉傳」第二卷七五三―七五四頁に收む。

(三十四) 「續福澤全集」第七卷諸文集四四六―四五一頁に收む。

(三十五) 石河幹明「福澤諭吉傳」第二卷七五九―七六一頁に收む。

(三十六) 明治十三年二月十五日第七會に於ける西村茂樹の發言中に「前會一月十五日ニ於テ福澤諭吉君ガ徵兵令ト教育令トハ其條矛盾シテ精神全ク相背反スル所アルニ似タリ云々」とある。

(三十七) 明治七年一月東京府知事芳川顯正に差し出た「願書」の一節、「慶應義塾五十年史」一五八―一六三頁に引用の部分。

(三十八) 註(十九)參照。

(三十九) 日本學士院所藏稿本「東京學士會院紀事」。これは學士會院の記録で、開設以來毎例會の議事の詳細な記事がある。この福

澤の「學士會院積金之議」は第二冊目にある。議事の内容はすべて右の「紀事」によつた。

(三二) これは右の稿本「東京學士會院記事」第二冊に掲げてあるが、その表題の下に「原稿活字印刷ニ係ル」という註記がある。これが兼て印刷になつていたものか。まだかゝる印刷物を見ないから、その事實は明かでない。

(三三) 福澤が會員の時年金積金を提出した意見は「唯之ヲ受テ一身衣食ノ用ニ供スルノ一段ニ至テハ學士タルモノノ私ニ於テ聊カ安カラザルガ如シ」とある。これは福澤がこの時突然言い出したのではなくすでに明治十二年一月二十八日第二會に於て「次ニ規則大意第四條(第四條會長及會員ハ年金三百圓ヲ交付ス)ノ年金ヲ辭スルノ意見ハ福澤君ノ發議ニ係ル、然ルニ會員タル者時トシテハ書籍器械ヲ教育討議ノ爲ニ購求スルコトアルベク、其他何分ノ費途モアルベシ。且地方ニ隔處スルノ輩東京ニ來會スルノ志向アルモ裝資旅費等ニ就キ多少金圓ヲ要スルガ爲メニ已ムヲ得ズ超超スルノ患ナキヲ保シ難シトノ異見等アルヲ以テ中止ス」とある如く、早くから主張があつたのである。

(三四) 明六社發足後一ヶ年餘の明治八年二月、森有禮の演説に「然リ而テ時ノ政事ニ係ハリテ論ズルガ如キハ本來吾社開會ノ主意ニ非ズ」(明六社第一年会役員改選ニ付演説)——「明六雜誌」第三十號掲載)とある如きは、明かにカモフラージュ化の意識が見られる。

(三五) 丸山眞男「福澤諭吉の哲學」(「國家學會雜誌」六十一ノ三)

(三六) 石河幹明「福澤諭吉傳」第二卷、第二十九編「義塾維持の困難」参照。

(三七) 「福澤全集」に收めてあるが、昆野和七編校「福澤諭吉學問獨立論」には關係論文と共に原刊文によつて校正が施されていゝる。本稿ではこの校本に據つた。

(三八) 丸山眞男「福澤諭吉の儒教批判」(「東京帝國大學學術大觀法學部」所收)参照。

本稿を草するに當つて、日本學士院よりその所藏にかゝる「東京學士會院紀事」その他の貴重資料の利用を許されたことを感謝する。尙本稿は文部省の科學研究費による犬丸秀雄氏と共同研究「明治初期の學術行政史の研究」中筆者の研究成果の一部である。